

## 大気汚染防止法による規制

### ① 作業の届出

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、作業開始の日の14日前までに、届出をしなければなりません。

- ・当該建築物等の所在地を管轄する（総合）振興局保健環境部環境生活課に届出書を2部提出してください。
- ・ただし、札幌市、旭川市及び函館市の工場・事業場、小樽市、室蘭市及び苫小牧市の事業場に係る特定粉じん排出等作業については、各市の環境行政担当部局に提出してください。

#### 届出先

所在地	工場	事業場
札幌市、旭川市、函館市	市役所	市役所
小樽市、苫小牧市、室蘭市	振興局	市役所
上記以外の市町村	振興局	振興局

なお、振興局への届出様式は北海道電子自治体共同システムからダウンロードできます。

(<https://www.harpp.lg.jp/SpoJuminWeb/GuestPageHome>)

また、道では独自に、届出者から「特定粉じん排出等作業完了報告書」により報告を徴収し、作業の完了確認を行っています。

#### ※「特定粉じん排出等作業」

特定建築材料が使用されている建築物その他工作物の解体、改造又は補修作業。

ただし、作業場所から特定粉じんが排出されず、かつ飛散しない場合には、特定粉じん排出等作業に該当しません。

#### ※「特定建築材料」

吹付け石綿及び石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。）。

なお、「石綿を含有する」とは、建築材料の製造又は現場施工における建築材料の調製に際して石綿を意図的に含有させたことをいい、それが不明な場合にあつては、石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えることを言います。

## ② 発注者への説明及び工事に関する配慮

### a 解体等工事に係る調査及び説明

解体等工事の受注者は、当該工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、結果を発注者に対して説明しなければなりません。

- ・ 調査を終了した日、調査の方法及び調査の結果を書面を交付して説明
- ・ 調査結果を掲示する。

(調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名。調査を終了した年月日。調査の方法。特定建築材料の種類。)

### b 受注者への配慮

発注者は、工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付けないように配慮しなければなりません。

※大気汚染防止法に基づく手続きに関して、次のような不備な事例がみられるので、届出や除去等作業にあたっては、十分な確認が必要です。

- ・ 施工現場が届出書の添付図面と整合していない
- ・ 隙間があるなど隔離が不十分
- ・ 作業場内の設備の養生洩れ
- ・ 掲示板が設置されていない、設置場所が不適切、記載内容の不足

## ③ 作業基準

### a 作業内容の掲示

見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けなければなりません。

- ・ 届出年月日及び届出先、届出者の氏名（名称）及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ・ 特定粉じん排出等作業の方法
- ・ 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所

b 作業の方法

項	作業の種類	作業基準
1	<p>特定建築材料が使用されている建築物等の解体作業（2項又は3項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ヘ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト ハ、ニ及びヘの確認をした年月日、確認の方法、確認の結果並びに確認した者の氏名並びに確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容を記録し、その記録を特定工事が終了するまでの間保存すること。</p> <p>チ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
2	<p>特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体する作業のうち、石綿を含有する断熱材又は耐火被覆材（吹付け石綿を除く。）を除去する作業であつて、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去するもの（3項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>

項	作業の種類	作業基準
3	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
4	特定建築材料が使用されている建築物等の改造又は補修作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破碎により除去する場合は1の項下欄イからチまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の項下欄イからハマまでに掲げる事項を遵守すること。 ロ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。

環境省は、大気汚染防止法令や通知、実際の現場において適正な飛散防止対策を講じるに当たっての留意点などを作業の流れに沿って示した「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」をホームページ「石綿（アスベスト）関連情報」に掲載しています。

(<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index6.html>)

また、財団法人日本建築センターが吹付けアスベストの処理方法に関する技術的マニュアル「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」を作成しております。